



まなびや



第95号 平成27年11月30日

発行：株式会社 測量舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03（3846）1437

FAX：03（3846）1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.co.jp

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<今月のことば>

計画は悲観的に
実行は楽観的に！



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第143話 人の死亡

民法882条には、「相続は、死亡によって開始する。」となっています。「死亡」とは、人の死亡です。人とは何かという問題もありますが、ここで言う人は自然人、つまり通常私たちが、人と思っている肉体を持った人のことです。この人が死亡したと言う場合、誰が何時の時点で死亡判断をするのかという疑問が出てきます。

一般的には、医師が三徴候と言われる、呼吸の停止、脈拍の停止、瞳孔反射機能の停止を確認して、肺と心臓と脳の機能停止と判断した時に、死亡が認定されます。最近では「脳死」という問題もあります。脳死は一般には人の死とは認められません。臓器移植法に基づいて、臓器移植をする場合に限り、医師が2回目の法的脳死判定を終了した時点で死亡となります。

これらは、肉体が存在する場合にだけ可能となる、医学的な死亡の判断です。民法はこの考えを採用していますが、もし、医師による死亡の確認が出来ない場合はどうするのでしょうか？例えば、長期間の行方不明や、飛行機事故、船舶の沈没、遭難、自然災害等で遺体が見つからない場合です。また同じ事故で親子が同時に死亡した場合など、死亡の後先が相続で問題となります。

これらについては、民法に規定があります。ご興味がある方は、平成28年2月10日（水）18時半～20時「相続アドバイザー養成講座事前受講」（後日告知）で、私がお話しますので、ご出席ください。

平成27年11月

*バックナンバーは弊社ホームページ

「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～11月の出来事～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん
入金トップ 佐藤さん
社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 佐藤さん
ポイント賞 佐藤さん
社長より報奨金が贈られます。

<早朝勉強会> (自由参加)

10日、17日、24日の午前7：45～8：30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」でした。

<富士山測り隊 YouTube 掲載>

富士山測り隊の活躍ぶりを YouTube に公開しています。現在、第19次までの映像が見られますので、お楽しみください。

<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>

<コラム掲載のお知らせ>

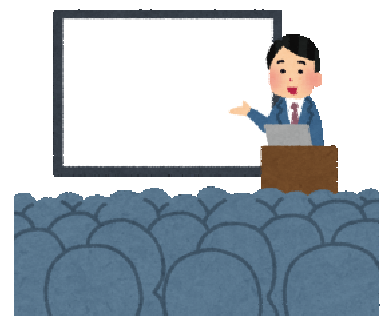
高橋さんが三井不動産様のレッツプラザにて、コラムを連載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.mitsuifudosan.co.jp/lets/column/rensai/rensai06.html>

<高橋さんが講師を務めました>

11月1日（日）、株式会社松堀不動産様主催の相続対策セミナーで、高橋さんが講師を務めました。テーマは「相続税対策における測量」です。

11月5日（木）には、株式会社東京アプレイザル様主催の相続コンサルティング講座で高橋さんが講師をされました。会場はAP大阪淀屋橋で、テーマは「『測量の知識』境界確定の正しい意味をご存知ですか」です。





<今月の社員> 永井さん



子供が学校でまつぼっくりやドングリを使った工作をするというので、公園に出かけました。家の近くには紅葉した葉が落ちていますが、松の木がないので当然まつぼっくりはありません。二人でバスに乗り少し遠い公園に行くことにしました。

公園の入り口付近には小さなドングリがたくさん落ちていたので「ドングリたくさんあったよ!」というのと、「もっと大きいドングリでコマを作りたい」というので、さがすことにしました。小さなドングリや、帽子を付けたものなどたくさんの種類が落ちていましたが、なかなかお目当ての大きなドングリを見つけることができません。二人で宝さがしのように夢中になって探します。すると10円玉ぐらいの真ん丸なドングリを見つけました。これなら立派なコマになると子供に差し出すと満面の笑みでドングリを見ている。

次はまつぼっくりです。松を探しながら、公園の奥へと進むと、立派な松が植わっているところに出ました。下を見ると針のように細い松の葉が落ちて地面の中に埋もれるようにしてあるまつぼっくりを見つけられました。「このまつぼっくりで、けん玉を作ったりできるんだよ!」と喜ぶ姿に子供にとっては身近にあるものすべてが遊びの道具になり得るんだと気付かされました。そういえば自分も小学生の頃、ドングリを袋一杯に集めておままごとをしたり、宝物のように大事に箱にしまったりしていたなど懐かしい記憶もよみがえってきました。子供と一緒に遊んでいると、自分の子供時代をもう一度味わうことができるので、これからも色々なところに連れて行きたいなど改めて思った1日でした。



～・～・～ 12月の予定 ～・～・～

<12月のお誕生日>

- 12日 佐藤さん
- 20日 清水夫人



<社長と面接> (希望者のみ)

- 3日, 10日, 17日, 24日 (毎週木曜日)
- 18:15～18:45です。

<現場打合せ> (グループ長以上参加)

- 7日, 14日, 21日, 28日 (毎週月曜日)
- 18:30～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

- 29日(火) 18:30～
- 12月の飲み会は今年の納会となります。
- 1月は23日(土) 18:30～の予定です。

<早朝勉強会> (自由参加)

- 1日, 8日, 15日, 22日, 29日 (毎週火曜日)
- 午前7:45～です。テーマは「測量作業手順の解説」です。

- 1月は5日, 12日, 19日, 26日 (毎週火曜日)
- の午前7:45～です。

<特別社内研修> (全員強制参加)

- 12月29日(火) 10:00～社内研修
- 13:00～大掃除
- 16:00～測量舎道場
- 18:30～忘年会



- 1月の特別社内研修は23日(土)の予定です。

<高橋さん講師の予定>

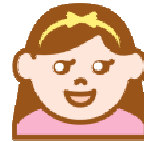
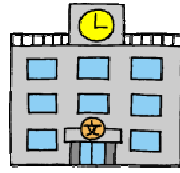
来年1月、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会様主催の「相続支援コンサルタント講習」で、高橋さんが講師を務めます。

金沢会場は1月26日(火)で、場所は金沢地場産業振興センターです。東京会場は1月28日(木)、場所は全国賃貸管理ビジネス協会セミナールームとなります。

<編集後記>

両国にはちゃんこのお店がたくさんありますが、私はよく「吉葉」へ行きます。ここには本物の土俵があるうえ、お刺身やお寿司もおいしくて、おすすめですよ。(小川)





< 相続の学校 >

専任講師 : 高橋 一雄

第12話 古代日本の相続 その6

前回は、争いが本格化するに従って男性の地位や権力が強くなっていったというお話をしましたが、今回は、その内容について質問が来ていますので、それにお答えしようと思います。

Q1 前回の内容の中に、「日本はヨーロッパと違って、敵対する相手を全滅させるという戦い方はしませんでした。日本特有の「誓約(うけい)」という現実的な和解を行います。」とありましたが、「誓約」とはどのようなものなのか、具体的に教えてください。

A1 「誓約」とは、簡単に言えば、違った部族間において争いが起こった時に、和解をするための、性交を伴った手打ち式のようなものです。

現代の私たちの感覚では理解が出来ないかもしれませんが、和解と言えば、契約書を作成してお互いに取り交わせば、いいじゃないかと考えるのが、私たちの感覚です。しかしこれは、法律によって契約の効果というものが規定されているために、そう思うのです。言い換えれば、現代の私たちは、法律というものに、個人が守られているのです。

それでは、古代の日本においてはどうかと言うと、現代のような法律はありませんし、まだ文字すらありません。そのような状況の中で、争えばどちらかの部族が滅びます。負けた部族の男性は殺され、女性たちを待っているのは、強姦や性奴隷化です。双方が滅びないで、共存共栄をするためには、敵対する相手方と和解をし、その証を示さなければなりませんでした。

そこで私たちの先祖は、性交による和解を考えた訳です。

具体的には部族の王同士の結婚(性交)です。王同士の結婚は、究極の和解を意味し、これによって部族は同化・融合・拡大していったのです。古代の全ての部族に王がいた訳ではありませんが、戦いを指揮した男性や、神のお告げを皆に知らせるシャーマン(巫女=女性)は、必ず一人いたそうです。そういった部族を代表する者同士(または代表者の代わりの者)の結婚と考えればよいと思います。王同士が結婚しますから、王以外の者たちも同じことをするわけです。男女が性交するわけですから、その結果として、子供が産まれます。その子は、正に和解の証であり、これを繰り返すことによって、多民族だった日本は単一民族となって行くのです。

見方を変えれば、「誓約」は、新しい部族の誕生を意味しますから、古代にあっては、神事と位置づけられたと考えられます。これが、「祭」であり、「政治」をまつり事と言うのは、そのためで、古代の「政治」とは「性事」だったのです。

夜祭で有名な秩父の夜祭には、秩父神社の女神(妙見菩薩)と、武甲山の男神(蛇神・蔵王権現)が年に一度逢瀬を楽しむという言い伝えがあるそうです。秩父の夜祭は、以前は、「逢引きまつり」とも呼ばれていたそうですから、古代の「歌垣」と「誓約」を今に伝えていると言えるのではないのでしょうか?日本には、このような「誓約」と考えられるような言い伝え(神話・伝説)が、おそらく数多く残っていると思います。

次回は、「巫女」の役割についてお話したいと思います。

以上



<不動産登記Q&A> Vol.186

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 土地の表示に関する登記には
どのようなものがあるのですか？（その11）

A 3. 土地の表示の更正の登記

土地の表示の更正登記には、①所在・地番の更正登記 ②地目の更正登記 ③地積の更正登記 ④所有者の表示の更正登記 ⑤所有者自体の更正登記 ⑥持分の更正登記があります。

⑥所有者の持分の更正の登記

所有者の持分の更正登記とは、表題部に記載されている共有者の**持分の数値**に当初から誤りがある場合、たとえばA2分の1、B2分の1の持分であるにもかかわらず、これがA3分の2、B3分の1と記載されているような場合に、これを正しい持分に訂正するためにする登記です。

共有持分の**主体**に誤りがあった場合、たとえばA2分の1、C2分の1と記載されているような場合には、所有者の更正登記によって訂正しなければなりません。また、表題部に記載されている共有者の持分に登記ののち



に変更があった場合には、その公示は所有権移転登記によってすべきであり、所有者の持分の更正登記によって実体関係に一致させることば出来ないとされています。

所有者の持分の更正登記は、**共有者の全員**から、または**持分を更正すべき共有者**から申請することが可能です。たとえば、A3分の1、B3分の1、C3分の1と記載されたものを、A9分の5、B3分の1、C9分の1と持分を更正する場合には、A・B・C3名が申請人になってもよいし、A・C両名が申請人になってもよい。またAがCの承諾書を添付してAが単独申請することも出来ます。この場合登記申請が正しいことを担保するために、承諾書にCの印鑑証明書を添付しなければなりません。

